

産業廃棄物処分業許可証

住 所 秋田県潟上市飯田川下虻川字道心谷地17番地の4

氏 名 株式会社トーセキマテリアル

代表取締役 黒木 俊広

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許 可 の 年 月 日 平成27年 7 月23日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成32年 7 月22日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

破碎施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類(「石綿含有産業廃棄物を含む」場合はその旨を記載する)

ア ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)

イ がれき類(廃アスファルト及び廃コンクリートに限る。)

以上2品目(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 三種町天瀬川字水の目98 他

(施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり)

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年 6 月 2 日 新規許可

平成27年 7 月23日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

別記 1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
がれき類の破碎施設 (ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず、がれき類) (平成16年 3 月 5 日 許可) (許可番号指令秋福環-5492)	672 t/日	1	三種町天瀬川字水の目 98、137 202